

# 米国相互関税の現状と福井県の対応

令和7年8月26日  
福井県 産業労働部

# 米国関税を巡る主な動き(2025年)

- 米国が、日本から輸入する製品に対し、**一般税率が15%未満の品目にかかる関税率は、一般税率と相互関税を合わせて15%適用。一般税率が15%以上の品目は、一般税率のみ適用(相互関税適用なし)**
- 自動車・自動車部品は**15%**、鉄鋼・アルミ・銅は50%の分野別追加関税を適用(相互関税からは除外)。

	日本	他国
1月20日	トランプ第2次政権が発足	
2月4日		中国からの輸入品に10%関税を発動
3月4日		メキシコとカナダに25%の関税発動。その後、一部免除。対中関税に10%上乗せし20%に
12日	25%の鉄鋼・アルミニウム追加関税を発動	
4月3日	25%の自動車追加関税を発動(自動車本体に対して)	
5日	相互関税で世界一律の10%を発動	
8日		中国への関税を計104%にすると発表
9日	約60の国・地域への相互関税上乗せを発動	
10日	相互関税上乗せの90日間停止開始	
10日		対中関税を計145%に引上げ
11日	相互関税の対象からスマートフォンなどを除外と発表	
12日		中国が対米関税を125%に引上げ
17日	赤澤経済再生担当大臣が米国(トランプ大統領、ベッセント財務長官、ラトニック商務長官、グリア通商代表)を訪問し協議	
25日	米国の関税措置に関する総合対策本部が「 <a href="#">米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ</a> 」を決定	

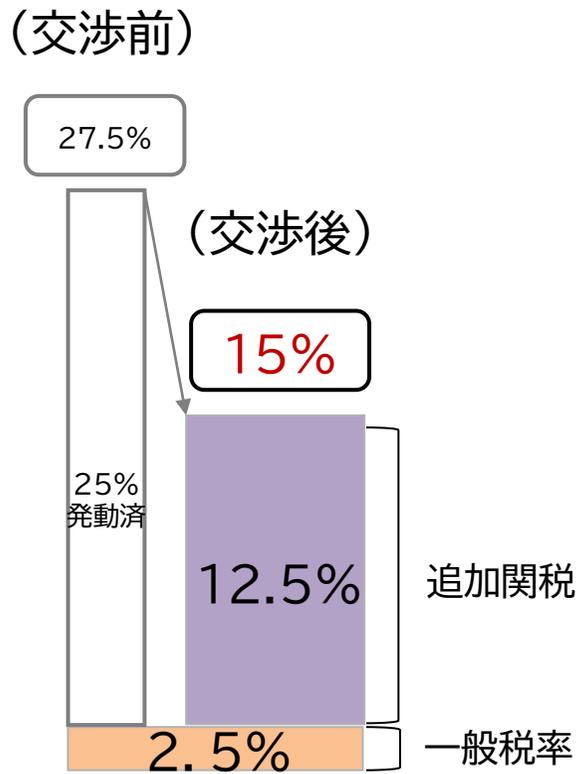
# 米国関税を巡る主な動き(2025年)

- 米国が、日本から輸入する製品に対し、**一般税率が15%未満の品目にかかる関税率は、一般税率と相互関税を合わせて15%適用。一般税率が15%以上の品目は、一般税率のみ適用(相互関税適用なし)**
- 自動車・自動車部品は**15%**、鉄鋼・アルミ・銅は50%の分野別追加関税を適用(相互関税からは除外)。

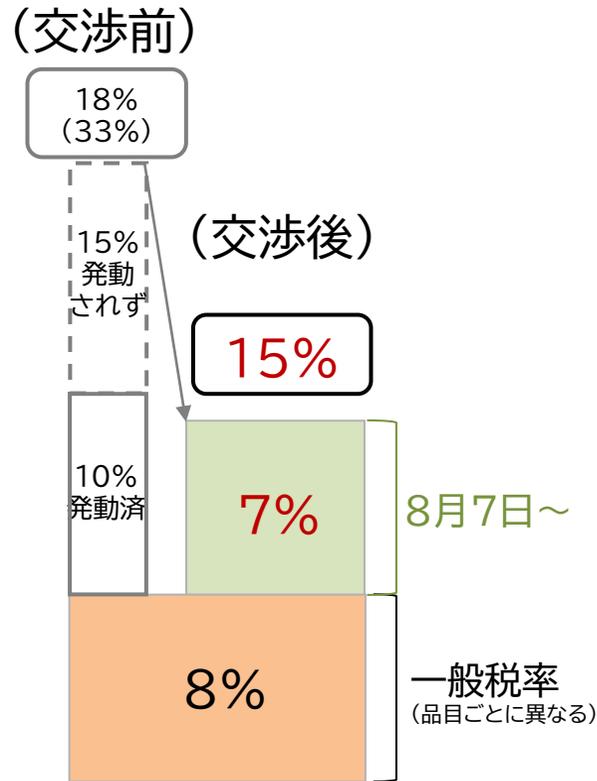
	日本	他国
3日	25%の自動車追加関税を発動(自動車部品に対して)	
8日		英国自動車メーカーの米国輸出に対し、年間10万台まで10%、10万台を超える分は25%を適用 英国産の鉄鋼・アルミニウムに対する米国の追加関税を撤廃
12日		米中が双方関税を115%引下げで合意し、米国が中国にかける関税は30%に(90日経過後+24%)
6月4日	鉄鋼・アルミ追加関税を50%に引き上げ	
7月2日		ベトナムに米国が適用する関税は一律20%、米国からベトナムへの輸入品についてはゼロ関税で合意
8日	相互関税の上乗せ分の一時停止期限を7月9日から8月1日まで延長 ※ 各国の上乗せ分の税率変更について、7月8日以降米国が書簡で随時公表・・・日本は24%→25%	
23日	<b>日本への相互関税は15%で日米合意</b> ※ 一般税率が15%未満の品目にかかる関税率は、一般税率と相互関税を合わせて15%が上限となる。一般税率が15%以上の品目は、一般税率のみ適用され、相互関税は適用されない  <b>自動車追加関税も15%に引下げで日米合意</b> ※ (従来)2.5%+(既適用追加関税)25%=27.5%が、15%に引下げ	
8月1日	50%の銅追加関税を発動	
7日	各国交渉後の相互関税適用	

# (参考)米国関税のイメージ

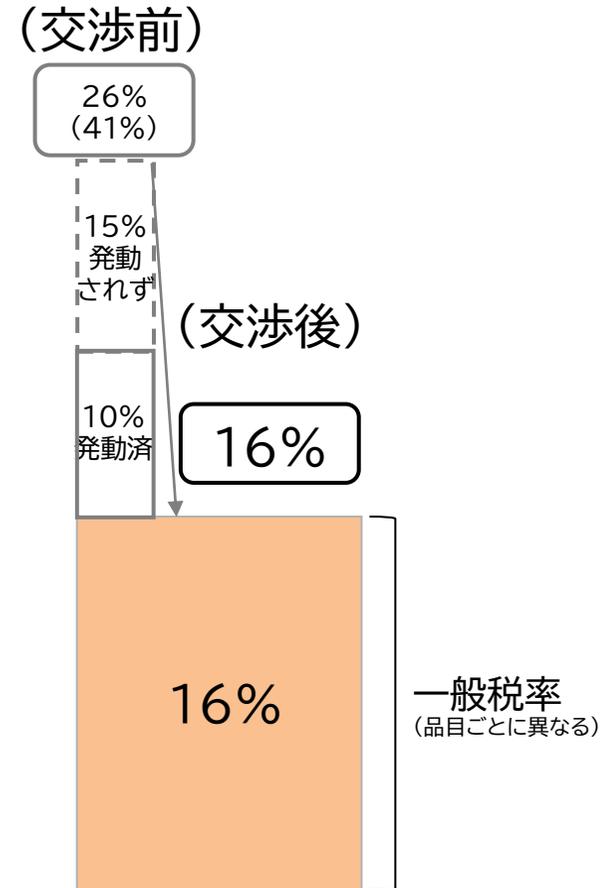
- 米国が、日本から輸入する製品に対し、一般税率が15%未満の品目にかかる関税率は、一般税率と相互関税を合わせて15%適用。一般税率が15%以上の品目は、一般税率のみ適用(相互関税適用なし)
- 自動車・自動車部品は15%、鉄鋼・アルミ・銅は50%の分野別追加関税を適用(相互関税からは除外)。



自動車・自動車部品



相互関税適用あり  
(一般税率が15%未満の品目)



相互関税適用なし  
(一般税率が15%以上の品目)

# (参考)国別相互関税率

7月31日公表の大統領令から作成

国・地域	関税率[%]	国・地域	関税率[%]	国・地域	関税率[%]
アフガニスタン	15	インド	25	北マケドニア	15
アルジェリア	30	インドネシア	19	ノルウェー	15
アンゴラ	15	イラク	35	パキスタン	19
バングラデシュ	20	イスラエル	15	パプアニューギニア	15
ボリビア	15	日本(注)	15	フィリピン	19
ボスニアヘルツェゴビナ	30	ヨルダン	15	セルビア	35
ボツワナ	15	カザフスタン	25	南アフリカ	30
ブラジル	10	ラオス	40	韓国	15
ブルネイ	25	レソト	15	スリランカ	20
カンボジア	19	リビア	30	スイス	39
カメルーン	15	リヒテンシュタイン	15	シリア	41
チャド	15	マダガスカル	15	台湾	20
コスタリカ	15	マラウイ	15	タイ	19
コートジボワール	15	マレーシア	19	トリニダード・トバゴ	15
コンゴ民主共和国	15	モーリシャス	15	チュニジア	25
エクアドル	15	モルドバ	25	トルコ	15
赤道ギニア	15	モザンビーク	15	ウガンダ	15
EU(注)	15	ミャンマー	40	英国	10
フォークランド諸島	10	ナミビア	15	バヌアツ	15
フィジー	15	ナウル	15	ベネズエラ	15
ガーナ	15	ニュージーランド	15	ベトナム	20
ガイアナ	15	ニカラグア	18	ザンビア	15
アイスランド	15	ナイジェリア	15	ジンバブエ	15

(注) EUおよび日本(見込み)は、一般税率を含めた関税率が15%となるように設定。一般税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。

# (参考)福井県からの輸出状況

- 本県から米国への輸出は、中国、フィリピン、韓国に次いで4位となっており、本県から世界への輸出額全体の約10%(約245億円)を占める。品目としては、眼鏡や機械等の輸出が多い。

## 福井県からの輸出額上位国・地域(2023年)

(出典:2023年 福井県の貿易)

順位	国・地域名	輸出額〔百万円〕	比率〔%〕
1	中国	50,765	20.4
2	フィリピン	35,600	14.3
3	韓国	24,585	9.9
<b>4</b>	<b>アメリカ</b>	<b>24,459</b>	<b>9.8</b>
5	ベトナム	17,441	7.0
世界計		248,964	100.0

## 福井県から米国への輸出品目構成(2023年)

(出典:2023年 福井県の貿易)

順位	品名	輸出額〔百万円〕	品目割合〔%〕	世界輸出〔百万円〕	米国/世界〔%〕
1	光学機器(眼鏡、眼鏡フレーム、眼鏡レンズ、眼鏡部分品)	<b>9,017</b>	<b>36.9</b>	35,805	25.2
2	機械類および電気機器ならびにこれらの部分品	<b>7,452</b>	<b>30.5</b>	78,515	9.5
3	卑金属およびその製品	3,374	13.8	13,824	24.4
4	プラスチックおよびゴムならびにこれらの製品	2,819	11.5	33,629	8.4
5	紡織用繊維およびその製品	1,084	4.4	43,891	2.5
6	化学工業の生産品	583	2.4	34,592	1.7
-	その他	131	0.5	8,708	1.5
福井県から米国への輸出 計		24,459	100.0	248,964	9.8

# 米国相互関税対策会議(県)の概要と対応

- 県の対応として、県の制度融資のうち、大きな環境変動があった場合に対応するための特別枠(経営安定資金の環境変動分)の融資対象に、米国の関税措置による影響を受けた中小企業を指定(4/25~7/8)し、より迅速な資金繰り支援を実施

4月18日に知事・商工団体・金融機関等のトップによる対策会議を開催し、県内企業への影響に関する情報共有および今後の対応に関して意見交換(主な意見は以下のとおり)

- ✓ 福井商工会議所で実施した緊急調査では6割の企業が今後影響があると回答。うち国内消費減、衰退による業績悪化を懸念する声が多い。
- ✓ 今回の関税措置に伴い、中小受託事業者の加工業にそのコスト負担等のしわ寄せがくる可能性を懸念する声がある。
- ✓ 国や県には、資金繰りや雇用の安定といったセーフティネットの対策や、サプライチェーン全体の適切な価格転嫁、取引適正化の取組みへの支援を検討してほしい。
- ✓ 国には、各業界団体向けにサプライチェーンの末端企業まで情報が届くように働きかけをお願いしたい。



# 米国相互関税に関する連絡調整会議(県)の概要

- 関係機関との情報共有、意見交換の場として、これまでに会議を4回開催

第1回会議: R7.4.8 (参加者: 県庁内各課)

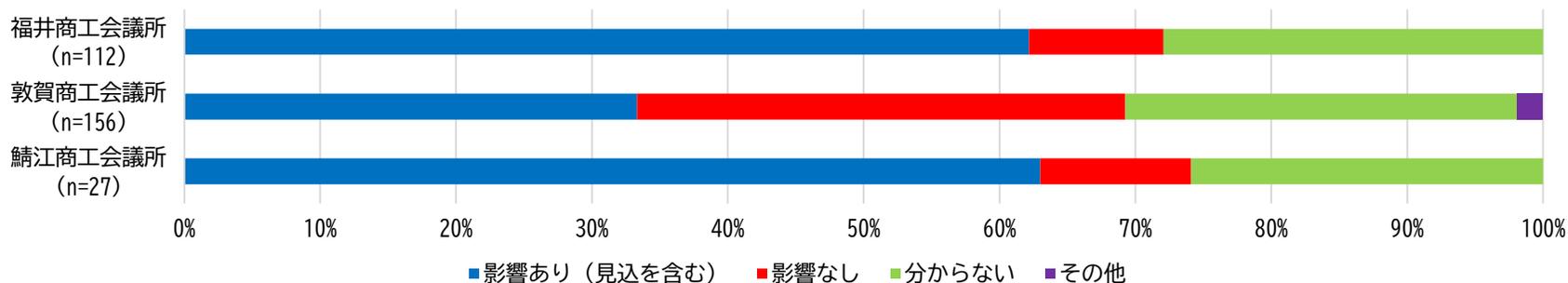
第2回会議: R7.4.8、第3回会議: R7.5.22、第4回会議: R7.7.23

(第2~4回の参加者: 県、国、商工団体、金融機関、各組合等)

## 主な報告・意見

- ✓ 一部に「米国関税措置の影響で先行きを不安視し、投資を控える動きにつながる」など、先行きを不安視する声や、「税率上昇による売上・受注の減少」、「仕入れ価格の上昇による製造販売コストの増加」、「今後の景気悪化に伴う消費低迷」など、間接的な影響を懸念する声が継続。
- ✓ 行政機関に対して、「資金繰りへの支援」や「受託事業者への値下げ圧力が強まることによる価格転嫁対策への支援強化」、「国内での消費対策による国内需要の創出」等の要望があった。

各商工団体のアンケート調査結果  
(米国関税措置による影響の有無)



# 相互関税15%適用に伴う県内企業の声

- 相互関税が15%へ落ち着いたことを評価する声があがった。一方、15%の関税がどの程度の影響として現れるか見通せないとの声も聞かれた。
  - 特に、サプライチェーンの複雑な業界(自動車、繊維等)では、先行きの不透明感は依然として残っており、今後の動向を注視していきたいとする声も聞かれた。
  - 15%の相互関税は、当初の24%からは引き下げられたものの、10%のベースライン関税からは引き上げられるほか、新たな品目への追加関税や関税措置の長期化による影響も懸念される。引き続き、関係機関と協力して情報収集に努め、今後の影響を注視していく必要がある。
- 
- ✓ 自社が製造している自動車関連資材については、世界的に市場が拡大しているものの、影響は多少なりに出始めている。自動車関連以外については、出荷先の国内企業で米国向けの輸出をストップしてしまったところがあるなど、先行きが見通せない状況。(繊維製造企業への聞き取り)
  - ✓ 自社が製造しているサングラス用レンズは、中流層向けの製品が多く、米国に直接輸出し、価格交渉をしているため、今後、取引先から相互関税分の負担を要求された場合、売り上げへの影響が大きくなる可能性がある。(眼鏡レンズ製造企業への聞き取り)
  - ✓ 25%だったものが15%に落ち着いたことは高評価。ただし、既に自動車メーカーの業績悪化が始まっており、メーカーお膝元の下請けは、受注が減少し始めている。(経済団体への聞き取り)

# 中小企業等に対する県の支援制度

## 《6月補正予算において、新たな制度を創設》

### 【補助制度】 米国関税措置対策補助金（2億1,100万円）

関税措置による影響が見込まれる中小企業等を対象に、影響を最小限に抑えるための新たな販路開拓や新事業展開など収益力を向上させる取組みを支援

補助上限額	200万円(補助率:2/3)
対象者	米国関税措置の影響を受けている、または受ける見込みがある県内事業者等
募集期間	第1回:令和7年8月4日(月)~9月26日(金) ※第2回は予算の状況により実施
受付窓口	各商工会議所または商工会
制度詳細	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/beikokukannzei.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/beikokukannzei.html</a>

### 【融資制度】 経営安定資金(米国関税対策分)（7億4,500万円）

関税措置により影響を受けた中小企業の資金繰りを支援

対象	米国関税の影響により、最近1ヵ月間の売上高または利益率が前年または2年前の同月比較で3%以上減少、かつ、その後2ヵ月の売上高または利益率が前年または2年前の同期比3%減少見込みの中小企業者		
融資限度額	8,000万円(融資利率:1.50%以下)		
保証料率	0.35~1.70%	保証料3分の1補助	
融資期間	7年以内(うち据置1年以内)	使途	運転資金・設備資金
受付期間	令和7年7月9日(水)から		

# 中小企業等に対する県の支援制度

## 【米国関税に関する影響調査】

日米で相互関税が合意に至り、8月7日に発動されたことに伴い、売上減少等の影響を把握するため、県内企業に対するアンケート調査・分析を実施

調査対象	県内企業(約6,000社)
調査時期	令和7年9月頃を予定
調査方法	郵送およびWebによる調査票配布・回収
調査内容	・米国関税の影響の有無 ・現在の影響および今後見込まれる影響の内容 ・希望する支援策 等

## 【定期聞き取り調査】

関税措置により影響を受ける県内企業に対して、継続的な聞き取り調査を行い、影響の度合いの推移や傾向を把握

調査対象	県内企業(50社程度)
調査時期	令和7年9月以降、月1回程度の調査を予定
調査方法	商工会議所・商工会を通じた調査項目の聞き取り
調査内容	・米国との取引割合 ・全体売上への影響(前年比でどの程度増減しているのか) 等

# 中小企業等に対する県の支援制度

## 【庁内総合相談窓口の設置】

米国関税措置により県内の企業や農林漁業者等への影響が懸念されることから、総合相談窓口を開設(令和7年4月7日～)

○ 電話番号:0776-20-0750 (県産業労働部経営改革課内)

○ 開設時間:平日8:30~17:15

※ 相談内容に応じて、庁内担当部署に対応を依頼します。

相談内容・支援内容	担当部署・窓口	連絡先
中小企業・小規模事業者の資金繰り、専門家派遣に関する事	経営改革課	0776-20-0373
企業の輸出入に関する事	商業・市場開拓課	0776-20-0366
労働相談一般に関する事	中小企業労働相談所 (労働政策課内)	0776-20-0389
農林漁業者の資金繰りなどに関する事	【農業】園芸振興課	0776-20-0427
	【畜産業】中山間農業・畜産課	0776-20-0439
	【水産業】水産課	0776-20-0484
	【林業】県産材活用課	0776-20-0448
木材の輸出入に関する事	県産材活用課 (ふくいの木利用室)	0776-20-0449